

令和3年度静岡市都市公園における自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

静岡市では、都市公園を民間活力導入により有効活用し、公園利用者の利便性や公園の魅力の向上を図るため、都市公園法第5条第1項に基づく許可をし、都市公園において自動販売機を設置及び管理運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を定めたものです。

2 公募対象地および募集台数

公募の受付は物件番号ごとに行います。各物件はそれぞれ1台となっていますが、次回の公募で設置台数を増やす場合があります。

物件番号	公園名	主たる所在	台数
1	青葉緑地（B2）	葵区両替町二丁目地先	1
2	青葉緑地（B4）	葵区常磐町一丁目地先	1
3	青葉緑地（C1）	葵区常磐町二丁目地先	1
4	あさはた緑地（バリアフリースイレ前）	葵区赤松2番1	1
5	あさはた緑地（体験棟トイレ横）	葵区赤松2番1	1
6	あさはた緑地（センターハウス前）	葵区赤松2番1	1
7	鷹匠公園	葵区鷹匠三丁目15	1
8	田町公園	葵区田町三丁目46-5	1
9	東静岡スマイル公園	葵区東静岡一丁目29	1
10	清水山公園	葵区音羽町1-2	1
11	下川原公園	駿河区 下川原六丁目 24-6	1
12	高松公園	駿河区宮竹一丁目6番	1
13	森下公園	駿河区八幡二丁目16番	1
14	広野公園	駿河区広野二丁目81番	1
15	小鹿公園	駿河区小鹿930-4	1
16	池田東静岡公園	駿河区東静岡二丁目7	1
17	東新田公園	駿河区東新田四丁目924	1
18	緑が丘公園	清水区緑が丘町 518-7	1
19	大田切公園	清水区 八坂北一丁目 136	1
20	渋川中公園	清水区渋川二丁目 69	1
21	天皇原公園	清水区草薙三丁目 121-1	1
22	由比駅前公園	清水区由比今宿 185-8	1
23	押切南公園	清水区押切 1356	1
24	陣笠山公園	清水区由比町屋原 322-1	1
25	高橋公園	清水区高橋一丁目 1455-2	1
26	島崎町公園	清水区島崎町 274	1

3 設置上の遵守事項

- (1) 許可面積は自動販売機 1 台 1 m²以内とします。回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペース部分等の必要な付帯設備は設置をしていただきますが、提案する許可面積からは除くものとします。
- (2) 自動販売機の設置及び管理運営については下記の事項を遵守してください。
 - ア 常に商品の賞味期限に注意を払い適切に補充及び交換を行うこと。
 - イ 使用済み容器の回収ボックスを自動販売機に併設して原則 1 台につき 1 個の割合で設置し、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合でも責任をもって処理すること。
 - ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置等の十分な安全対策を講じること。
 - エ 自動販売機の故障や問合せ及び苦情について迅速に対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
 - オ 販売品目（設置物件）については、物件調書に記載された品目に限るものとする。
 - カ 自動販売機の外観等については、公園の景観に配慮するとともに、設置物件の地区における景観形成基準に沿ったものとする。
 - キ 屋外広告物条例等の法令で定める申請・届出等の手続きが必要な場合は事業者の負担により実施すること。
 - ク 上記のほか、物件調書に記載した特記事項等を遵守するとともに、公園管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

4 参加資格

応募する者は次に掲げる（1）から（4）までの条件を満たす者、または（5）を者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者でないこと。
- (3) 法人にあつては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては静岡市内で営業しており、静岡市の市民税（法人市民税又は個人市民税）を納付していること。
- (4) 自動販売機の設置及び運營業務について 3 年以上の実績を有していること。
- (5) （1）から（3）を満たすが（4）を満たさない者が、（1）から（4）を満たした第三者に管理の一部を委託する場合、本市の承諾を得たうえで応募することができます。

5 設置許可方法及び設置許可の主な条件

- (1) 前記 4 の参加資格を満たした応募者の方から、1 台ごとに使用料に関する応募価格書をご提出いただき、最も高い価格をご提案いただいた方に、自動販売機の設置に係る許可をします。
- (2) この許可は都市公園法第 5 条第 1 項に基づく設置許可です。公園施設設置許可申請書（静岡市都市公園条例施行規則様式第 1 号）に必要な書類を添えて、担当課の指示に従い申請手続きを行なってください。
- (3) 自動販売機の設置は令和 3 年 5 月 17 日から令和 3 年 7 月 31 日までに行ってください。許可満了日は令和 8 年 3 月 31 日までとし、更新はできないものとします。

あさはた緑地の自動販売機設置許可満了日は令和 6 年 3 月 31 日までとし、他の物件と同様に更

新はできません。

- (4) 静岡市が最低使用料として設定する 7,800 円以上で、最高の提案使用料をもって許可使用料（月額）とします。許可使用料は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。また、既納の許可使用料は返還しません。
- (5) 許可使用料とは別に自動販売機の電気料相当額を請求します。電気料相当額は、自動販売機が設置される公園の電気料単価に自動販売機の消費電力量を乗じたものです。消費電力量については、設置許可受者に四半期ごと、末日の電力量計（子メーター）の値を書面により市に報告していただき、この値をもとに算出します。四半期ごとに発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。
- (6) 自動販売機の維持管理に必要とされる経費は、設置許可受者の負担とします。この必要経費には、電気の使用に係る電力量計（子メーター）の設置管理に要する費用も含まれます。※電力量計（子メーター）は点検及び整備を設置許可受者の負担により行っていただきます。
- (7) 新規に電気の引き込み設備を設置する場合には物件調書の担当課と協議を実施して下さい。

6 応募方法

(1) 応募書類の提出

期日までに提出書類を持参又は郵送してください。

応募価格書には物件番号を記し、1 件ごと封筒に入れてください。

ア 提出書類

(ア) から (ウ) は各 1 部、(エ) は物件に応じた提出部数を提出ください。自動販売機オペレーター及び飲料メーカーが自動販売機管理者となる場合は自動販売機オペレーター及び飲料メーカーについても (ア) から (ウ) を提出ください。

(ア) 応募申込書（様式 1）

(イ) 誓約書（様式 2）

(ウ) 参加資格を証する書類として

- a 法人登記簿謄本又は住民票（コピー可、3 ヶ月以内のもの）
- b 納税証明書（法人市民税又は市民税、前年度分、コピー可）
- c 印鑑証明書（コピー可、3 ヶ月以内のもの）
- d 自動販売機の管理に関する営業実績（書式自由）

(エ) 応募価格書（様式 3）

※応募価格書に記載する提案使用料は 1 ヶ月間の許可使用料の金額を記載してください。

応募価格書は封筒に封入し、封筒表面に参加者氏名及び物件番号を記載してください。

イ 提出期限および提出方法

令和 3 年 5 月 6 日（木）9 時 00 分から令和 3 年 5 月 14 日（金）17 時 00 分までに緑地政策課に提出してください。提出方法は持参又は郵送でご提出ください。

締切までに到達しない応募価格書は無効となります。郵送の場合には日時に余裕を見てください。又、書留のご利用をおすすめします。

(2) 応募申込確認及び許可候補事業者の決定

提出いただいた書類を下記の日に審査し、応募資格の確認及び許可候補事業者の決定をします。

ア 審査日時

令和3年5月17日(月)10:00から

イ 審査方法

提出していただいた提出書類を審査し、静岡市が設定する最低使用料以上で、最高の使用料を提案いただいた方を許可候補事業者とします。最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。(ただし、複数台数を募集する対象地については台数に応じて、価格の高い順番で事業者を選定します。応募者が設置台数に満たない場合には最も高い価格を提示した事業者から順に2台目を設置する権利を有し別途協議します。事業者間での協議により配置の変更は認めます。)

ウ 結果連絡

令和3年5月17日(月)までに、許可候補事業者にのみ、緑地政策課より連絡いたします。

エ 結果公開

審査の結果(応募された参加者の商号又は名称)に関しては、静岡市ホームページ上にて公開させていただきます。

(3) 許可

公園施設設置許可申請書(静岡市都市公園条例施行規則様式第1号)に必要な書類を添えて、葵区・駿河区の公園は緑地政策課、清水区の公園は都市計画事務所の指示に従い申請手続きをお願いします。

7 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は静岡市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入のうえ押印してください。
- (6) 提出した応募価格書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 次の各号の一に該当する応募価格書は無効とします。
 - ア 参加資格のない者が提出したもの
 - イ 金額その他の事項につき確認できないもの
 - ウ 談合その他不正行為を行ったと認められる者が提出したもの
 - エ 最低使用料(月額)に達しない金額を記載したもの
 - オ 応募者の記名押印のないもの
 - カ 鉛筆書きのもの
 - キ 応募価格を訂正したもの
 - ク 指定した日時、場所に提出されなかったもの

- ケ 電送によるもの
 - コ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの
- (8) 今後公園の再整備を行う場合に自動販売機を撤去又は移設していただく場合があります。
なお、撤去等に必要な経費は事業者負担となります。

8 許可後に関する注意事項

- (1) 自動販売機の売上状況を四半期ごとに集計し、消費電力量とともに別紙売上報告書を遅滞なく市へ提出してください。
- (2) 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、公園施設設置許可事項変更許可申請書（静岡市都市公園条例施行規則様式第3号）に必要事項を記入して、提出していただきます。
- (3) 許可期間が満了したときは、指定期日までに原状回復してください。
- (4) 許可を受けた使用料が静岡市都市公園条例の改正により最低使用料を下回った場合には、改正された使用料が適用されます。

9 参加申込書の提出先・問合せ先

公募全般及び物件調書の葵区・駿河区の公園について

緑地政策課公園活用係

住所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（市役所静岡庁舎新館7階）

電話：054-221-1107 F A X：054-221-1294

E-mail：ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp

物件調書の清水区の公園について

都市計画事務所公園係

住所：〒424-0822 静岡市清水区旭町6番8号（市役所清水庁舎3階）

電話：054-354-2272 F A X：054-352-9454

E-mail：toshijimusho@city.shizuoka.lg.jp